

事業番号	46
------	----

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	人権擁護事業						担当部	市民産業部							
	会計区分	一般会計			事業類型	一般		担当課	生活交流課							
	事業期間	平成12年度以前			～		平成30年度以降		担当係	生活相談係						
	総合計画 分野別計画	主目的	4 行政経営		34 市民サービス		2 相談窓口の連携を強化する									
		副目的														
	予算区分	款	2		項	7		目	3		大	5		中	1	
	根拠法令・個別計画	人権擁護委員法														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	62 %			委託	27 %		助成	11 %						
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	小中学生の頃から人権意識を養う。 一般市民の人権を擁護し人権意識の普及・高揚に努める。														
	内容 (手段)	<p>○23年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心配ごと相談の実施(水・金曜日9:00～15:00 ふれあいセンター)</li> <li>・人権擁護委員の日(6月1日)に特設相談所を開設</li> <li>・小牧地区委員会研修11月7、8日に石川県七尾市と研修会を開催し意見交換</li> <li>・人権週間(12月5日～12日)パネル展示及び街頭啓発(12月5日平和堂、アピタ)を実施</li> <li>・人権擁護委員の紙芝居による人権教室を実施 (12月8日:小牧原小学校2年71名、12月9日:本庄小学校2年47名)</li> <li>・SOSモニター(全小中学校へ配布)の回答(10月末開始)</li> <li>・人権作品入賞者44作品(ポスター1、習字43)の展示 (3月9日から19日:まなび創造館センターモール)</li> </ul> <p>人権擁護活動委託 390千円 春日井人権擁護委員協議会関係負担金 162千円 人権作品コンクール用消耗品 40千円 人権教室用消耗品 8千円 研修旅費 22千円</p> <p>○24年度実施内容 23年度実施内容に準じて、活動を行う。</p>														
受益者負担	受益者負担なし															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	747	678	630	618	
		正職員	従事者数	人	0.40	0.30	0.15	0.25
			人件費	千円	2,127	1,595	797	1,329
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	2,874	2,273	1,427	1,947	
	対前年比	%		79.0	62.7	136.4		
財源	一般財源	千円	2,874	2,273	1,427	1,947		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	人権冊子の配布数	冊	目標		—	—	—
実績				790	880	560	
相談日数	日	目標		—	—	—	
		実績		99	99	97	
		目標					
		実績					
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	人権作品の出展数	件	目標		1,000	500	800
実績				429	793	1,059	
相談者数	人	目標		—	—	—	—
		実績		176	201	176	

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	<p>人権冊子の配布及び紙芝居を使用して人権教室を小学2年生を対象に2校行った。人権擁護委員が市内の全小中学校に出向き、人権作文及び人権作品コンクールの作品募集の依頼及びSOSミニレターの説明を行った。以上の活動の結果、人権作品の応募が目標値を上まわり人権の理解につながった。心配ごと相談において相談者の悩みに対して適切に対応を行った。</p>
		事業実施における課題等	<p>人権教室を開催するにあたり、平成23年度から紙芝居を開始した。教室開催の方法を検討して変更したところであり今後、課題の抽出を行っていきたい。心配ごと相談では相談者が増えていないためPR方法が課題である。</p>
		事業を縮小・廃止したときの影響	<p>活動を行う人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき議会の承認を得て法務大臣から委嘱される全国的な活動が求められる性質のものであり、人権活動を行うために人権事業は必要である。事業を縮小・廃止した場合は人権を啓発する活動及び相談窓口が無くなり小牧市での身近な人権救済の場が失われることになり、人権についての理解の低下が想定される。</p>
	今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持
判定理由		<p>人権についての理解を普及するための活動の場として継続して行うことが必要であるため。子どもの時から人権意識を育てることは重要であり、今後も継続していく必要があるため。</p>	
改善案等		<p>心配ごと相談が毎週水・金曜日と開設されているが、周知が徹底されていないため、相談者を適切に案内できるように人権擁護委員とPR方法を検討する。人権啓発活動が多くあるが、委員の人数が少ないため職員が負担する事務分担が多くあり、委員による自主運営となるよう委員を増員する要望を関係部署に働きかけていく。</p>	

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。